



「地域コミュニティの再生を目指して」<宮崎県宮崎市>

椎木 隆

宮崎市市民部地域コミュニティ課長

皆さま、こんにちは。最後の事例発表になりましたがお付き合いいただきたいと思います。地域自治区と地域コミュニティ税について、現在、地域で説明、意見交換を行っていますので、その内容を含めながらお話しいたします。

【地域コミュニティの現状・課題】

宮崎市の地域コミュニティは、自治会、自治公民館、老人クラブなどの各種地縁団体が地域活動の中心的な役割を担っており、本市は最大限の支援を行っています。

しかし近年、少子高齢化、核家族化が急速に進む中、地域の連帯感が希薄になるとともに、地域が抱える課題は多様化し、個々の団体だけで課題を解決することが難しくなっています。

また、各種地縁団体の加入者数は減少の一途をたどり、例えば、市全体の自治会加入率は約64%になるなど、地域の自治機能は低下傾向にあり、これまでのやり方では十分な効果をあげることが出来ない状況となってきました。

また、自治会加入促進策として、自治会未加入世帯が加入すると1世帯あたり500円の助成を行っていますが、爆発的な加入率の増加には至っておりません。

特に、コミュニティの生まれにくい都市住宅ということで、マンションやアパートなどの加入世帯が減少しているという状況があります。

この様な状況の中、現在、自治会加入促進のプロジェクトチームを設置し、行政と自治会連合会が一体となって加入促進に取り組んでいるところです。

次に、NPOによるまちづくりについてであります。

まず、クイズです。県民の気質ということで、NHKの調査ですが、ボランティア活動してみたいと思いますかという質問に対してハイと答えた宮崎県民は63.3%です。これは日本で一番高い率で、2番目が福島県、3番目が山梨県です。また、皆さまが住んでいるところは住みやすいところですかという質問でも、ハイと答えた率は宮崎県が1位で88.9%でした。郷土愛がある気質ということだと思います。このような県民の気質をもとにボランティアによるまちづくりを推進

しています。

そこで、本市は、コミュニティの再生のヒントを外国に学ぶということで、平成10年から本市の姉妹都市のアメリカのバージニアビーチ市（屈指のボランティア都市）に市民訪問団を平成19年度までに6回、約140名を派遣しボランティア状況を学んでいます。NPOなどの市民活動を積極的に推進してきたので、現在では全国でも有数のボランティア都市となったものと考えています。

【地域自治区創設の経緯】

このように、本市の地域コミュニティ施策・地域づくりは地縁団体によるまちづくりとNPOによるまちづくりの連携を目指してきました。

まず、平成10年に九州一のボランティア都市づくり事業を開始しました。まさに介護保険が始まる前です。地域の課題は地域で解決していきましょと、ボランティア都市づくりをスタートしました。

一方、平成12年からは、支所の見直しと地域地縁団体の活性化の検討をはじめました。そのような中、国の第27次地方制度調査会で住民自治、地域自治という考え方（方向性）が報告されました。本市の目指す方向性と合致し地域自治区を設置することを明確にしたところです。

【地域自治区の創設】

平成18年1月には旧宮崎市に15の地域自治区を設置するとともに、旧3町に合併特例区を設置して新宮崎市としてスタートしました。

これまでは、各種団体が地域住民から意見を聞きながら行政に要望していました。しかし、例えば、自治会と老人クラブが同じ悩みを持ちながら、別々に要望していました。（他の団体の課題を共有する機会がない）

地域自治区ができたことによって、この各種団体がゆるやかなネットワークを作り、各種団体の課題を共有化できるようになりました。最初は戸惑いもありましたが、3年が経ちまして着実に住民自治が進んでいるものと考えています。地域自治区の規模は、一番人口の少ないところで約4,000人、多いところでは約5

万人です。

地域自治区は、地域協議会と地域自治区事務所で構成されています。

まず、地域協議会は、地域住民の意見を市政に提案し、反映させるための組織です。協議会を構成する委員は、地域内で活動する自治会、子ども会、老人クラブなど多様な団体から推薦された委員と公募による委員で構成されています。地域自治区内の人口が5万人未満の場合は20人以内、人口が5万人以上の場合は25人以内で、現在、15地域自治区で約300人となっています。

次に、地域自治区事務所は、住民票など各種証明書の発行を行う「窓口業務」と、地域課題などの相談、地域の要望調整、地域の各種団体との連絡調整を行う「地域振興業務」、地域協議会の事務局としての「地域協議会支援業務」など、住民の利便性を図っています。

当然、地域活動の拠点であります事務所は、行政の役割として、平成18年度に約4.2億円をかけて新設、改築など整備しました。

次に、人的支援として地域コーディネーター（市嘱託員）を配置しています。平成19年4月から1地域自治区に2人を配置し、地域協議会の運営等や地域とのコーディネート業務を行っています。地域コーディネーターは、地域協議会の会長など2人と行政2人の計4人の面接により採用しました。初めての試みですが、地域づくりに関する雇用は、これからは、このようなシステムになっていくのではないかと思います。

次に財政的支援については、平成18年度から地域魅力アップ補助事業として補助金を交付しております。地域では、安全パトロールや災害復旧ふれあいイベント、地域防災訓練などの事業に取り組んでいただいております。当初は30万円を補助金として交付しましたが、当時、地域は戸惑いがありました。しかし、現在では活動が活発となり1地区平均45万円を交付しています。

このような活動が、地域コミュニティ税に発展することになります。

【地域コミュニティ税の創設】

地域コミュニティ税については、平成16年頃から、庁内の関係職員により検討を重ねてきました。平成19年3月からは、(仮称)地域コミュニティ税検討委員会（市民会議：17人で構成）で8ヶ月の間に幅広く慎重に検討していただき、平成19年10月に「新税の必要性を認める」との報告書が市長に提出されました。

一方、本市では、地域コミュニティ税の必要性につ

いて、自治会への説明、市広報紙の掲載、新聞の掲載など様々な広報手段を活用し最大限の周知（平成19年度約800万円の周知経費）を図りましたが、平成20年3月の市議会では、「さらに周知を図るべき」として、施行日を1年延長し、平成21年4月の施行として地域コミュニティ税に関する条例が可決されました。

【地域コミュニティ税の必要性】

本市の地域コミュニティにおける連帯の希薄化、自治機能の低下により、なかなか個々の地域団体では多様化する課題の解決が難しくなってきました。

そこで、広いエリアで課題解決を目指すため地域自治区を設置しました。しかし、地域自治区等の課題の解決には財源が必要です。そこで、住民自治の観点から、その活動費の一部を広く市民の皆さまに求める「地域コミュニティ税」を創設します。

市民の皆さまには新たなご負担をおかけすることになりますが、全額を地域へ交付することにしておりますので、自らの地域を住みよくするための活動費の一部の負担につきましては、住民自治の理念から妥当であると考えています。

財源を行政と地域のどちらで負担するかということが分かれ目になりますが、本市ではこれまで、住民自治を推進するため、地域の活動拠点となる地域事務所の整備やスタッフの配置、地縁団体に対する運営費や活動費の補助、地域コーディネーターの人件費等を市の役割として一般財源からも最大限の支援を行っています。これからも、引き続き一般財源で支援していきます。

一方、地域コミュニティ税は、自分たちの住む地域をよりよくするための「住民自治」の活動費の一部を自ら負担し、自ら考えて地域の課題を解決するためのものです。

住民自治の活動費は、地域が自らの地域に愛情と責任をもち、住民主体のまちづくりに必要な費用の一部を自らも負担し、自ら考えて地域の課題を解決していくことが住民自治の在るべき姿ではないか、また、そうでなければ本当の地域コミュニティが育つことはできないものと考えています。そこで、本格的な地域自治区の活動が始まることや活動費の一部を負担するのは、住民自治の理念から妥当であり、地域自治区と地域コミュニティ税の仕組みは、現時点で最も住民自治の理念に沿った、具体的かつ有効なコミュニティ対策と考えています。

地域コミュニティ税は、1人あたり年額500円、税収規模は約8,000万円で、市民税均等割が課税されて

いる方が対象となり、一定基準に満たない所得額の方は非課税となります。新税は、全額を地域へ交付し、地域の自前の安定した財源として、地域自治区を単位とした防犯防災、福祉、環境など地域活動に自由に有効に活用していただきますが、懇親を目的とする飲食費など一定の制限はあります。

【使途研究会と評価委員会】

使途の明確化と評価は大きなポイントとなります。

使途については、地域が有効に使途を決めることができるよう配慮しつつ、適正に管理・執行し、透明性を確保することができるように、協議会会長やNPO、行政等からなる「地域コミュニティ税使途研究会」で必要最低限の使途のルールを定めています。ルールは、事業選定のルール、交付金執行のルール、事業実施のルール、事業実施後のルールの四つのルールで構成する運用マニュアルを作成しました。

今後も、「地域コミュニティ税使途研究会」で、地域の意見を聞き、随時必要な見直しを行うとともに事例集や質疑応答集を追加するなど、さらにルールを成長させていきます。

評価については、地域コミュニティ税が、使途のルールに基づき適正に執行されるとともに、住民主体のまちづくりの推進を図るために、学識経験者等で構成する「地域コミュニティ税評価委員会」において使途についての評価を行います。

評価は、監査機能としての評価とまちづくり推進のための評価を行います。監査機能としての評価につい

ては、事業終了後に使途のルールに基づき新税が適正に執行されているかを確認します。また、まちづくり推進のための評価は、より良いまちづくりにつながる効果的な取組が行われたかを評価し、住民主体のまちづくりの更なる成長と充実を図ります。

【今後】

4月からは、新税の導入と本格的な住民自治がスタートする、新・地域コミュニティ元年となります。

地域の皆さまには、「地域づくりは夢をもって、そして楽しくやってみましょう」と地域と行政が協働により地域づくりを目指すことをお話しています。

これからも、宮崎市としましては、地域自治区・協議会等を軸とした住民主体のまちづくりを展開します。その上で、地域コミュニティ税を起爆剤として都市内分権・地域内分権を推進していきたいと考えております。

以上で私の事例発表は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



地方行革セミナーin鹿児島 ～地方自治をともに考える～

地域コミュニティの再生を目指して(事例発表)
～地域自治区と地域コミュニティ税～



平成 21年1月10日(土)

1

1. 地域コミュニティの現状・課題

2

地縁団体などの現状

【団体の種類】

自治会(701)	子ども会(550)	婦人会(2)
自治公民館(435)	スポーツ少年団(220)	老人クラブ(239)
PTA(94)	青年団(1)	

【活動内容】

- 地域の環境美化、清掃活動
- 防災活動・地域の安全確保
- 地域住民の親睦に関する活動
- スポーツ等活動(サイクリング、歩こう会、球技大会など)
- 高齢者の健康づくり

3

地域の連帯感の喪失

クイズ1 自治会加入率は？

宮崎市は、自治会未加入対策として新たな加入世帯に対し1世帯あたり500円の助成を行っています。しかし、爆発的に加入世帯が増加することは難しい状況です。
さて、宮崎市の自治会加入率はどのくらいでしょう？

(イ) 64.3% (ロ) 61.0% (ハ) 73.4%

4

地縁団体などの課題

- 加入率の低迷
- 活動への参加者の確保
- リーダーの固定化・養成
- 活動費の確保
- コミュニティの生まれにくい都市住宅
- 活動のマンネリ化
- 地域の連帯感の喪失

地域での相互扶助が一層求められている
(隣近所の声かけなど、日頃からの付き合いが大切)

5

九州一のボランティア都市

クイズ2 宮崎の県民気質は？

NHKが実施した全国県民意識調査において、「ボランティア活動をしてみたいと思いますか。」という質問に対し、「はい」と答えた宮崎県民は何%いたでしょう？

(イ) 63.3% (ロ) 88.9% (ハ) 45.9%

6

地域コミュニティの再生のヒントを外国に学ぶ

九州一のボランティア都市を目指して
全米の中でも屈指のボランティア先進都市
バージニアビーチ市



図書館運営ボランティア
ボリス・チャップマン
緊急医療サービス

7

NPOの現状(宮崎市の状況)

バージニアビーチ市ボランティア研修市民訪問団

平成10年から平成19年まで6回実施(約140名を派遣)

市民活動支援補助金
市民活動支援基金を活用しNPOが取り組む事業を助成する

- ・178団体(H13年～H19年)
- ・27,476千円(H13年～H19年)



宮崎市民活動センター
(平成12年8月設置)

読み聞かせボランティア

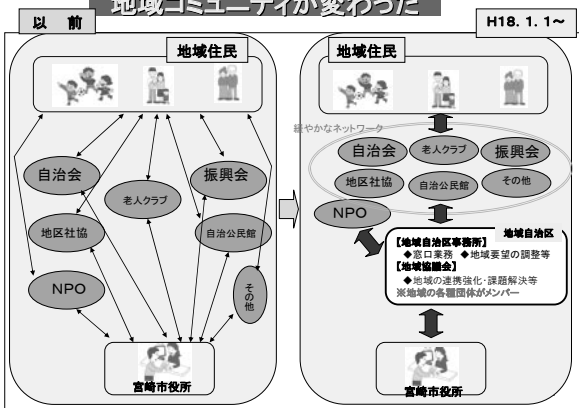
8

2. 地域自治区の創設

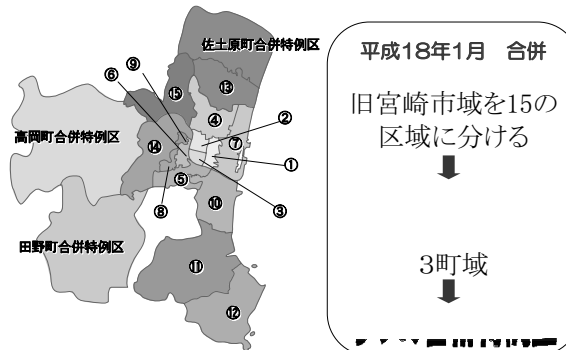
地域自治区の創設の経緯

- H10. 11 九州一のボランティア都市づくり事業の開始
第1回バージニアビーチ市ボランティア研修の実施(現在6回実施)
- H12. 7 支所の見直し検討委員会
(検討テーマ:地域コミュニティの活性化とまちづくりの支援)
- H15. 11 第27次地方制度調査会報告(住民自治の強化)
- H17. 9 地域自治区の設置等に関する条例制定(H18.1.1施行)
- H17. 12 市民と行政との協働のルールの設定
- H18. 1 旧宮崎市域に15の地域自治区・旧3町域に合併特例区
- H18. 4 地域コミュニティ課創設(地域とNPOの窓口一本化)
- H20. 3 地域コミュニティ税条例可決(平成21年4月導入)

地域コミュニティが変わった



◆地域自治区・合併特例区とは？



◆地域自治区には？

地域協議会



《住民の組織》

- ◆地域の課題解決
- ◆市の施策に対する提言など

地域自治区事務所



- ◆住民票発行などの窓口業務
- ◆地域からの要望の調整
- ◆市民からの相談受付
- ◆地域協議会の支援

事務所

事務所	地域自治区	建物	職員配置 所長:1人 事務職員:1人 窓口職員:3人~6人(嘱託員) 地域コーディネーター:2人(嘱託員)
中央地域事務所	中央西 中央東 小戸	デパート	
大宮 "	大宮	改修	
大塚 "	大塚	改修	
大塚 "	大塚	新築	
徳 "	徳	新築	
大塚台・生目台 "	大塚台・生目台	改修	
赤江地域センター	赤江	旧支所	
木花 "	木花	"	
青島 "	青島	"	
佐吉 "	佐吉	"	
生目 "	生目 小松台	"	
北 "	北	"	

地域事務所開所式

事務所整備費等 約4.2億円

地域コーディネーターの配置

- ・平成19年4月から(2名配置)
- ・地域の課題解決(協働)の推進に関すること
- ・地域協議会の運営補助に関すること



地域コーディネーターの研修

地域づくりの財政支援

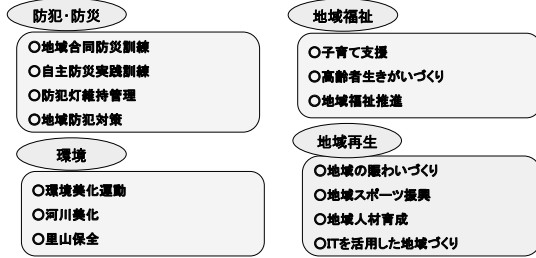
地域魅力アップ事業補助金

- 地域の魅力アップに貢献する事業として地域協議会が採択した事業に対して助成
- 1地域自治区あたり45万円(平均)



(安全パトロール) (災害復旧ふれあいイベント) (地域防災訓練)

さらに多様化する地域課題



地域の自前の安定した財源の確保

17

3. 地域コミュニティ税の創設

18

地域コミュニティ税の取り組みの経緯

500

H16. 10	自治会活動支援検討会(庁内会議)
H18. 3	安全・安心まちづくり検討会(庁内会議)
H18. 12	(仮称)地域コミュニティ税庁内会議スタート 検討内容: 地域コミュニティ税の必要性など
H19. 3	(仮称)地域コミュニティ税検討委員会(市民会議:17人) 検討内容: 地域コミュニティ税の必要性など
H19. 10	(仮称)地域コミュニティ税検討委員会の報告書の提出(市長へ) 報告書の内容: 地域コミュニティ税の必要性を認める
H19. 3	市広報紙、新聞、シンポジウムの開催、テレビ、ラジオ、地域の説明 ~ 周知 議員への説明、地域協議会・合併特例区協議会の説明など
H20. 3	地域コミュニティ税条例可決(平成21年4月導入)

19

◆地域コミュニティ税はなぜ必要?

500

- ①地域コミュニティにおける連帯の希薄化**
自治会加入率の低下等
- ②地域自治区・合併特例区の設置**
広い範囲で人材の確保が可能になる
- ③地域の活動には財源が必要**
住民自治の視点から・・・自分たちの地域は自分たちでよくする(地域へ権限と財源を移譲)

20

◆財源の論議(分かれ目)

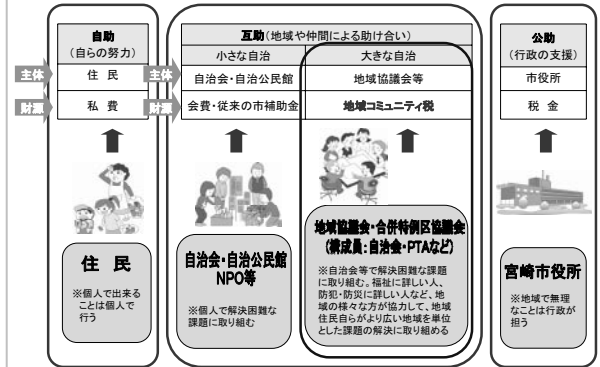
500

一般財源	住民負担(地域コミュニティ税)
①自治会支援	①本格的な地域自治区の活動
②自治公民館の用地建設補助	②地域自治区は自ら治める制度
なかなか自治機能の低下が止まらない	③活動費の一部を負担するのは、住民自治の理念から妥当(自分たちの地域は自分たちでよくする)(地域の自前の安定した財源)

→ 地域自治区と地域コミュニティ税の仕組みは、現時点で最も住民自治の理念に沿った、具体的かつ有効な対策である(地域へ権限と財源を移譲)

21

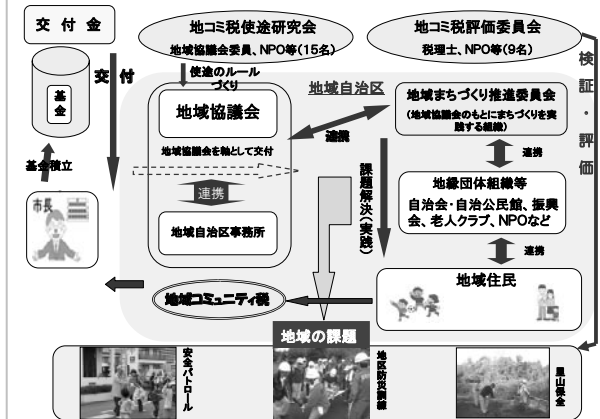
◆これからの地域の姿



◆地域コミュニティ税の概要

- 税額** 年額 一人当たり 500円
(税収規模 約8,000万円)
- 納税対象者** 個人で市民税均等割が課税されている方
- 課税方式** 市民税均等割超過課税方式(法定普通税)
- 税の用途** 地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動
- 交付団体** 地域まちづくり推進委員会
(地域協議会等の実践組織で、原則的に各地域自治区等に1団体)

23



◆ 使途研究会・評価委員会とは

① 使途研究会：平成19年11月設置
(地域協議会の代表、学識経験者、NPOなど15名の委員)

- 使途のルールづくり
- ・ 運用マニュアルの作成
- ・ 検証及び見直し



② 評価委員会：平成19年12月設置
(税理士、学識経験者、NPOなど9名の委員)

- 適正な執行がなされているかをチェック
- 地域の活性化につながる事業の評価

25

新聞記事
3月15日



26